

厚生労働省
群馬労働局発表
令和4年7月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 吉永宜司
地方産業安全専門官 鈴木 淳
労働基準監督官 西山 倫子
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

群馬労働局 「労働災害が多発しています！STOP 労働災害!!」 をHPに設置して労働災害防止の徹底を呼びかけ

—群馬県内の労働災害が前年同期より大幅に増加（令和4年6月末現在（速報値））—

群馬労働局管内における労働災害発生状況は、令和4年6月末現在の速報値で、**死亡者数は2人、前年同期より7人（77.8%）減少しているものの、休業4日以上之死傷者数は1,618人、前年同期より528人（48.4%）増加し、労働災害が大幅に増加**しています。

このような状況から、群馬労働局（局長 加藤博人）では、群馬労働局ホームページに専用ページ「**労働災害が多発しています！STOP 労働災害!!**」を設置し、労働災害防止対策の周知徹底を図るとともに、関係団体等に労働災害防止対策の一層の徹底を要請して、増加傾向にある労働災害の減少・死亡災害ゼロに向け、労働災害が増加傾向にある業種等を中心に効果的かつ効率的な対策をさらに推進します。

【令和4年 労働災害発生状況（令和4年6月末現在（速報値））】

1 休業4日以上之死傷者数 1,618人

《 前年同期と比較した主な特徴 》

(1) 業種別

- ・ **製造業75人**（26.4%）、**保健衛生業369人**（207.3%） **増加**
- ・ **建設業27人**（21.6%） **減少**

(2) 事故の型別

- ・ **転倒43人**（20.4%）、**はさまれ・巻き込まれ28人**（24.1%） **増加**
- ・ **動作の反動・無理な動作28人**（16.2%）、**飛来・落下6人**（10.9%） **減少**

2 死亡者数 2人

《 前年同期と比較した主な特徴 》

(1) 業種別

- ・ **林業**（前年同期0人） **1人 増加**
- ・ **製造業**（前年同期3人） **2人**、**建設業**（前年同期4人） **4人**、**運輸交通業**（前年同期1人） **1人 減少**

(2) 事故の型別

- ・ **激突され**（前年同期3人）、**交通事故（道路）**（前年同期2人）がともに**2人**、**はさまれ・巻き込まれ**（前年同期2人）、**墜落・転落**（前年同期1人）、**崩壊・倒壊**（前年同期1人）がいずれも**1人減少**

添付資料

- 資料1 「令和4年 労働者死傷病報告受理件数表」（令和4年6月末現在）
- 資料2 「令和4年 死亡災害発生状況」（令和4年6月末現在）
- 資料3 「令和4年 死亡災害事例」（令和4年6月末現在）
- 資料4 「労働災害の大幅な増加にかかる労働災害防止対策の徹底について（要請）」（令和4年7月27日付け）
- 資料5 「群馬労働局管内における労働災害発生状況」
- 資料6 「第13次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画の概要」

参 考 「夏季の労働災害防止について」

夏季休暇期間中の機械・設備の定期的修理・保全作業などいわゆる「非定常作業」における労働災害防止対策など、夏季に特に注意が必要な事項について掲載しています。

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_summer.html

令和 4 年 労働者死傷病報告受理件数表

令和 4 年 6 月 末 現 在
群 馬 労 働 局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
製 造 業		66	118	24	1	93	34	19	5	1	3	-2
	食料品製造業	23	44	2	16	31	6	1	123	84	39	
建 設 業		22	31	8	21	3	9	4	98	4	-4	
	木造家屋等 建築工事業	3	6				2		11	16	-5	
運 輸 交 通 業		19	66	5	31	6	5	2	134	1	-1	
	道路貨物運送業	18	64	5	31	5	5	1	129	1	-1	
林 業		2	1						1	1	1	
		3	3			4	2		11	13	-2	
小 売 業		30	48	9	20	10	3		120	110	10	
社会福祉施設		70	89	14	69	37	41	19	339	123	216	
接 客 娯 楽 業		20	23	5	4	83	3	7	145	54	91	
	飲食店	13	15	1	2		2		33	19	14	
上記以外の事業		102	171	25	56	41	9	8	412	1	-1	
	清掃・と畜業	9	20	2	8	2	2	2	45	1	-1	
計		331	549	90	294	218	91	45	1618	9	-7	
前年同期		4	2			2		1	9			
増 減		178	481	101	182	40	61	47	1090			
		-4	-1		1	-2		-1	-7			
		153	68	-11	112	178	30	-2	528			

災害の種類別

災害の種類別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の 型別	墜落・転落	34	69	1	36	11	9	3	163	1	-1
	転倒	49	97	25	36	23	10	14	254	211	43
	はさまれ・ 巻き込まれ	31	48	10	1	46	2	7	144	2	-1
	切れ・こすれ	23	31		5	2	4	1	66	116	28
	動作の反動・ 無理な動作	28	72	8	25	6	5	1	145	57	9
起因物別	建設機械等	4	4		3		2		13	1	-1
	食品加工用機械	5	7		2		1		15	15	-2
	トラック	16	27	3	24	1	4	1	76	19	-4
外国人の災害									2	-2	
		13	38	1	31	15	2		100	75	1
建設公共工事の 災害		2	5		3		1		11	2	-2
										22	-11

注 1 この表は、死亡及び休業 4 日以上労働者死傷病報告を集計しています。

注 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

注 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

令和4年 死亡災害発生状況

令和4年6月末現在
群馬労働局

	令和2年	令和3年	令和4年	対2年比	対3年比
製造業		3	1	1	-2
建設業		4			-4
運輸交通業	2	1		-2	-1
林業	1		1		1
商業					
接客娯楽業					
その他		1			-1
計	3	9	2	-1	-7

令和4年 死亡災害事例

令和4年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	2月 17時頃 10～29人	50歳代 作業員	自動車エアコンのコンプレッサー部品を製造するラインにおいて、当該部品を乗せるためのパレットの下降装置に頸部から上を挟まれた。	自動車・同付属品 製造業	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 動力運搬機
2	5月 10時頃 1～9人	50歳代 作業員	胸高直径26cm、樹高9mの栗の木をチェーンソーで伐倒していたところ、偏心木だったこともあり、予定とは異なった方向に倒れ、下敷きになった。	木材伐出業	激突され	立木等

群労発基 0727 第 1 号
令和 4 年 7 月 27 日

別記関係団体の長 殿

群馬労働局長

労働災害の大幅な増加にかかる労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県内における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は増減を繰り返し、令和 2 年からは増加に転じています。令和 4 年は、6 月末現在(速報値)で、死亡者数は 2 人と前年同期より 7 人減少していますが、休業 4 日以上の死傷者数は 1,618 人、前年同期より 528 人(48.4%)増加と、新型コロナウイルス感染症による影響はあるものの大幅に増加しており、憂慮すべき事態にあることから、労働災害防止に向けた一層の取組が必要な状況にあります。

特に、「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は前年同期より 24.1%増加しているばかりでなく、製造業をはじめ、機械による「はさまれ・巻き込まれ」により 1 人が死亡、重傷災害も多発しています。

また、新型コロナウイルス感染症は、第 7 波を迎え感染拡大が強く懸念され、一方で、異例の早さで梅雨が明け本格的な夏を迎えたことから、例年以上に熱中症が懸念されます。新型コロナウイルス感染症感染防止対策としてマスクを着用することで熱中症のリスクが高まる可能性のあることから、感染防止対策の徹底と併せた熱中症予防対策が重要となります。

群馬労働局では、本年度が最終年度となる「第 13 次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」により、労働災害の防止を最重点課題として取り組んでいるところですが、あらゆる機会や方策を通じて取組を一層強化することとしています。

つきましては、令和 4 年度全国安全週間実施要綱において示された別紙「実施者が継続的に実施する事項」に基づく取組の一層の推進を、あらためて傘下会員事業場等関係事業場または構成組織に周知、徹底いただきますようお願いいたします。

また、職場における新型コロナウイルス感染症感染防止について、別添「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用により感染拡大を防止するための基本的な対策の実施状況の確認及び感染防止対策に取り組んでいただくことについて、併せて周知、啓発をいただきますようお願いいたします。

なお、以下のとおり群馬労働局ホームページに各特集ページを掲載していますので、貴団体ホームページにリンクしていただく等により、労働災害防止対策の取組にあたってのご活用も、併せて周知を図っていただきますよう重ねてお願いします。

【群馬労働局ホームページ 各特集ページ】

- 労働災害が多発しています！ STOP 労働災害！！

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/saigaitahatsu_202207.html

- 製造業の労働災害をなくそう

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/seizouyou_saigaiboushi.html

- 職場における熱中症予防対策

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_nettyusyo.html

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00208.html

- パンフレット・リーフレット（安全衛生関係）

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet.html

別記 関係団体

一般社団法人群馬県経営者協会
群馬県中小企業団体中央会
一般社団法人群馬県商工会議所連合会
群馬県商工会連合会
日本労働組合総連合会群馬県連合会
一般社団法人群馬労働基準協会連合会
一般社団法人高崎労働基準協会
一般社団法人前橋労働基準協会
一般社団法人伊勢崎労働基準協会
桐生労働基準協会
一般社団法人太田労働基準協会
沼田労働基準協会
藤岡労働基準協会
館林労働基準協会
渋川労働基準協会
吾妻労働基準協会
大泉労働基準協会
群馬県社会保険労務士会
公益財団法人群馬県産業支援機構
一般社団法人群馬県法人会連合会
J A群馬中央会
公益社団法人群馬県医師会
公益社団法人群馬県歯科医師会
公益社団法人群馬県柔道整復師会
独立行政法人労働者健康安全機構群馬産業保健総合支援センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター
公益財団法人産業雇用安定センター群馬事務所
公益財団法人介護労働安定センター群馬支所
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
公益社団法人群馬県老人保健施設協会
公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団群馬県シルバー人材センター連合会
公益財団法人前橋市まちづくり公社
一般社団法人群馬県タクシー協会
一般社団法人群馬県バス協会
一般社団法人群馬県トラック協会
一般社団法人群馬県建設業協会

群馬県建築業組合連合会
一般社団法人群馬県木材組合連合会
建設業労働災害防止協会群馬県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部
一般社団法人日本ボイラ協会群馬支部
一般社団法人日本クレーン協会群馬支部
群馬県砕石工業組合
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会群馬県支部
群馬県印刷工業組合
群馬県紙器ダンボール箱工業組合
一般社団法人群馬県コンクリート製品協会
一般社団法人群馬県自動車整備振興会
一般社団法人群馬県造園建設業協会
一般社団法人群馬県造園緑化協会
群馬県電気工事工業組合
群馬県解体工事業協会
公益社団法人群馬県環境資源創生協会
群馬県火薬類保安協会
一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会
群馬県生活衛生同業組合連合会
群馬県理容生活衛生同業組合
群馬県美容業生活衛生同業組合
群馬県クリーニング生活衛生同業組合
群馬県興行生活衛生同業組合
群馬県麺類生活衛生同業組合
群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合
群馬県飲食業生活衛生同業組合
群馬県職業能力開発協会
群馬県私立幼稚園・認定こども園協会
群馬県私立中学高等学校協会
一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会
群馬県私立大学協会
一般社団法人群馬県信用金庫協会
一般社団法人群馬県信用組合協会
全国労働保険事務組合連合会群馬支部

継続的に実施する事項（令和4年度全国安全週間実施要綱より）

（1）安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理活動の推進

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（2）業種の特성에応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配慮、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

エ トラックの逸走防止措置の実施

オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(オ) 輻輳工事における適正な施行計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP!転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険個所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法』、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項	目	確認
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版

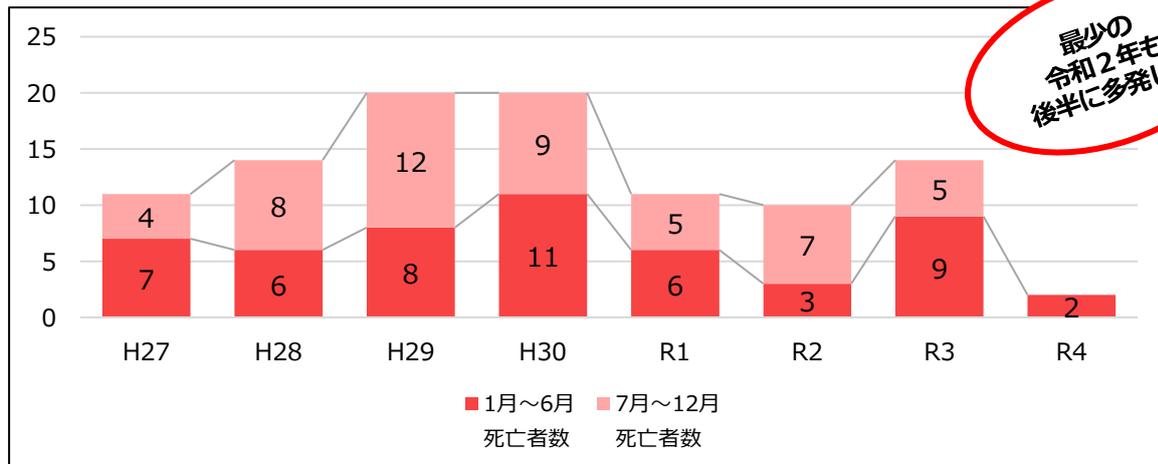
群馬労働局管内における労働災害発生状況

(1) 群馬労働局管内における死傷災害発生状況

ア 1月から6月末までの死亡災害発生状況の推移 (H27年～R4年6月末)

H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
7 (11)	6 (14)	8 (20)	11 (20)	6 (11)	3 (10)	9 (14)	2 —

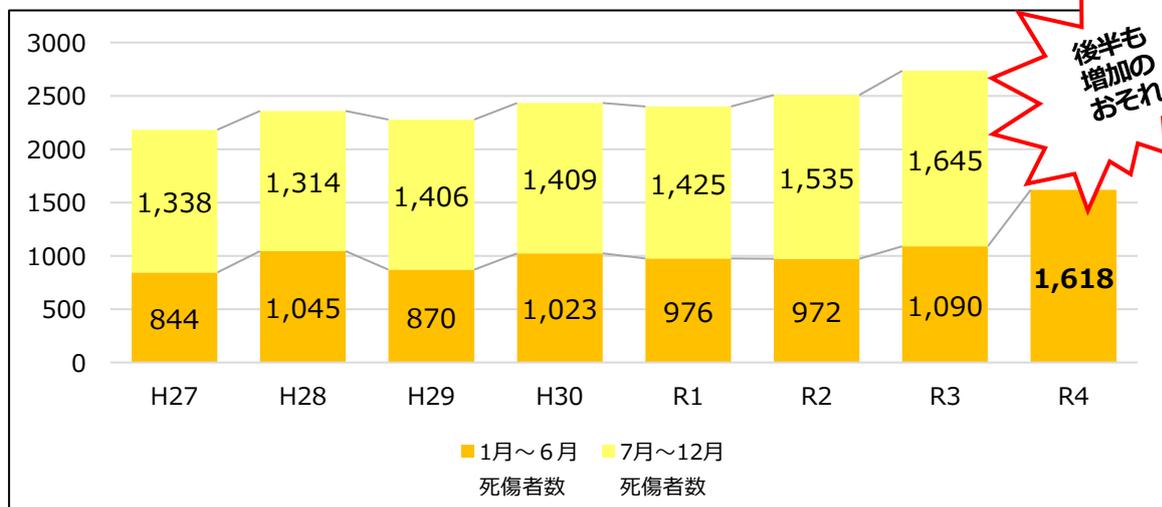
※ () 内の数値は1年間の死亡者数の総計



イ 1月から6月末までの死傷災害発生状況の推移 (H27年～R4年6月末)

H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
844 (2,182)	1,045 (2,359)	870 (2,276)	1,023 (2,432)	976 (2,401)	972 (2,507)	1,090 (2,735)	1,618 —

※ () 内の数値は1年間の死傷者数の総計



(2) 業種別の状況

ア 死傷者数が多い業種

業種別	死傷者数	前年同期	前年同期比 増減数	増減率	全産業に占める割合	
製造業	359	284	75	26.4%	22.2%	
食料品	123	84	39	46.4%	製造業に占める 割合	34.3%
金属製品	50	47	3	6.4%		13.9%
輸送用機械器具	48	39	9	23.1%		13.4%
建設業	98	125	-27	-21.6%	6.1%	
土木工事	25	37	-12	-32.4%	1.5%	
建築工事	53	67	-14	-20.9%	3.3%	
その他の建設	20	21	-1	-4.8%	1.2%	
運輸交通	134	123	11	8.9%	8.3%	
道路貨物運送	129	115	14	12.2%	8.0%	
商業	145	140	5	3.6%	9.0%	
小売業	120	110	10	9.1%	7.4%	
保健衛生業	547	178	369	207.3%	33.8%	
社会福祉施設	339	123	216	175.6%	21.0%	
その他	335	240	95	39.6%	20.7%	
合計	1,618	1,090	528	48.4%	100.0%	

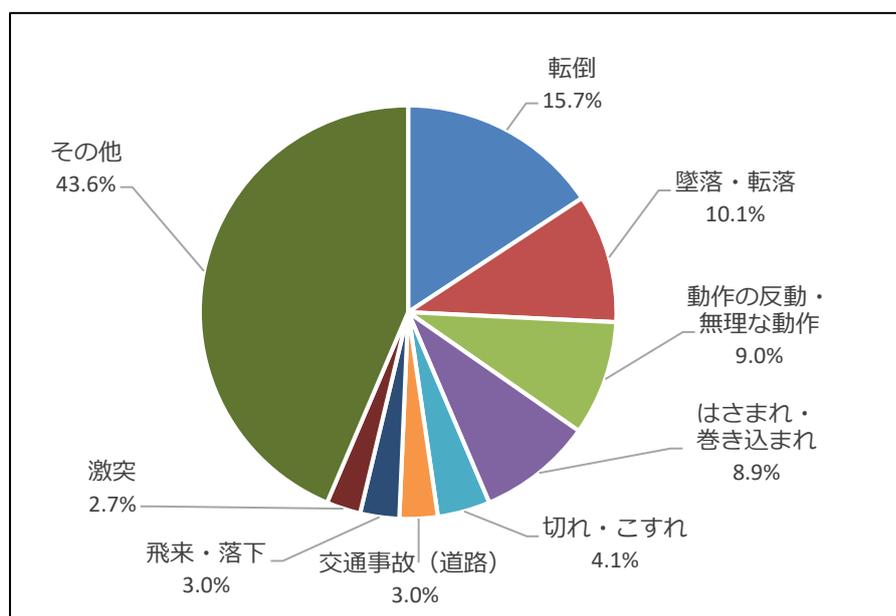
イ 死亡災害発生状況

業種別	R 1年	R 2年	R 3年	R 4年 (6月末現在)
製造業	1	2	5	1
建設業		2	6	
運輸交通	5	2	1	
農林業		1		1
商業	3	2		
保健衛生業				
接客娯楽業				
その他	2	1	2	
合計	11	10	14	2

(3) 事故の型別の状況

ア 死傷者数

	転倒	墜落・転落	無理な動作・ 動作の反動	巻き込まれ・ はさまれ	切れ・こすれ	交通事故 (道路)	飛来・落下	激突	その他	合計
R 4	254	163	145	144	66	48	49	43	706	1,618
R 3	211	164	173	116	57	47	55	45	222	1,090
割合	15.7%	10.1%	9.0%	8.9%	4.1%	3.0%	3.0%	2.7%	43.6%	100.0%
前年増減数	43	-1	-28	28	9	1	-6	-2	484	528
前年増減比	20.4%	-0.6%	-16.2%	24.1%	15.8%	2.1%	-10.9%	-4.4%	218.0%	48.4%



イ 死亡者数

	墜落・転落	巻き込まれ・ はさまれ	交通事故 (道路)	激突され	倒壊・ 崩壊	その他	合計
R 4		1		1			2
R 3	1	2	2	3	1		9
前年増減数	-1	-1	-2	-2	-1	0	-7

※ 6月末時点での件数

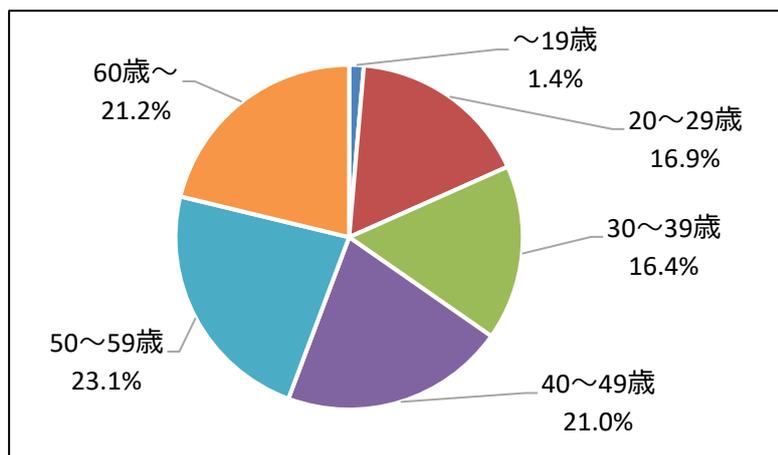
ウ 死傷者数が多い業種

	転倒	墜落・転落	巻き込まれ はさまれ・	無理な動作・ 動作の反動・	切れ・こすれ	交通事故 (道交)	飛来・落下	激突	その他	合計
製造業	54	31	82	37	26	3	18	15	93	359
割合	15.0%	8.6%	22.8%	10.3%	7.2%	0.8%	5.0%	4.2%	25.9%	100.0%
前年増減比	12.5%	29.2%	15.5%	15.6%	-10.3%	50.0%	-14.3%	25.0%	106.7%	26.4%
建設業	13	22	18	9	10	2	9	6	9	98
割合	13.3%	22.4%	18.4%	9.2%	10.2%	2.0%	9.2%	6.1%	9.2%	100.0%
前年増減比	8.3%	-48.8%	157.1%	-43.8%	66.7%	100.0%	-25.0%	-25.0%	-55.0%	-21.6%
運輸交通業	29	39	20	12	2	4	9	2	17	134
割合	21.6%	29.1%	14.9%	9.0%	1.5%	3.0%	6.7%	1.5%	12.7%	100.0%
前年増減比	81.3%	18.2%	150.0%	-53.8%	0.0%	-20.0%	12.5%	-66.7%	-10.5%	8.9%
道路貨物運送	26	38	20	12	2	4	9	2	16	129
割合	20.2%	29.5%	15.5%	9.3%	1.6%	3.1%	7.0%	1.6%	12.4%	100.0%
前年増減比	85.7%	18.8%	185.7%	-50.0%	0.0%	-20.0%	12.5%	-60.0%	-11.1%	12.2%
商業	40	22	6	21	12	14	7	5	18	145
割合	27.6%	15.2%	4.1%	14.5%	8.3%	9.7%	4.8%	3.4%	12.4%	100.0%
前年増減比	-2.4%	83.3%	-53.8%	-22.2%	200.0%	7.7%	16.7%	-28.6%	5.9%	3.6%
小売業	34	15	4	19	12	13	7	4	12	120
割合	28.3%	12.5%	3.3%	15.8%	10.0%	10.8%	5.8%	3.3%	10.0%	100.0%
前年増減比	-10.5%	150.0%	-55.6%	-17.4%	500.0%	18.2%	16.7%	-20.0%	20.0%	9.1%
保健衛生業	34	7	1	42	0	2	3	5	453	547
割合	6.2%	1.3%	0.2%	7.7%	0.0%	0.4%	0.5%	0.9%	82.8%	100.0%
前年増減比	13.3%	-50.0%	-66.7%	-10.6%	-100.0%	0.0%	200.0%	0.0%	504.0%	207.3%
社会福祉施設	28	5	0	35	0	0	3	4	264	339
割合	8.3%	1.5%	0.0%	10.3%	0.0%	0.0%	0.9%	1.2%	77.9%	100.0%
前年増減比	16.7%	-44.4%	-100.0%	-10.3%	-100.0%	-100.0%	200.0%	33.3%	500.0%	175.6%

(4) 年齢別の状況

ア 全産業

業種	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
R 4	22	274	266	339	374	343	1,618
R 3	19	151	145	226	250	299	1,090
割合	1.4%	16.9%	16.4%	21.0%	23.1%	21.2%	100.0%
前年増減数	3	123	121	113	124	44	528
前年増減比	15.8%	81.5%	83.4%	50.0%	49.6%	14.7%	48.4%



イ 死傷者数が多い業種

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
製造業	4	69	56	74	87	69	359
割合	1.1%	19.2%	15.6%	20.6%	24.2%	19.2%	100.0%
前年増減比	-20.0%	40.8%	33.3%	2.8%	42.6%	25.5%	26.4%
建設業	2	23	17	20	17	19	98
割合	2.0%	23.5%	17.3%	20.4%	17.3%	19.4%	100.0%
前年増減比	-33.3%	-28.1%	30.8%	-25.9%	13.3%	-45.7%	-21.6%
運輸交通業	1	11	14	27	48	33	134
割合	0.7%	8.2%	10.4%	20.1%	35.8%	24.6%	100.0%
前年増減比	-50.0%	10.0%	7.7%	-10.0%	4.3%	50.0%	8.9%
道路貨物運送	1	10	14	27	46	31	129
割合	0.8%	7.8%	10.9%	20.9%	35.7%	24.0%	100.0%
前年増減比	-50.0%	0.0%	27.3%	-3.6%	7.0%	47.6%	12.2%
商業	6	16	16	27	33	47	145
割合	4.1%	11.0%	11.0%	18.6%	22.8%	32.4%	100.0%
前年増減比	500.0%	33.3%	-27.3%	17.4%	-19.5%	14.6%	3.6%
小売業	6	14	14	19	23	44	120
割合	5.0%	11.7%	11.7%	15.8%	19.2%	36.7%	100.0%
前年増減比	500.0%	100.0%	-12.5%	5.6%	-25.8%	18.9%	9.1%
保健衛生業	1	90	118	137	119	82	547
割合	0.2%	16.5%	21.6%	25.0%	21.8%	15.0%	100.0%
前年増減比	-66.7%	309.1%	413.0%	328.1%	183.3%	46.4%	207.3%
社会福祉施設	1	37	65	78	91	67	339
割合	0.3%	10.9%	19.2%	23.0%	26.8%	19.8%	100.0%
前年増減比	-66.7%	270.0%	441.7%	271.4%	175.8%	52.3%	175.6%

(5) 経験年数別の状況

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 30年以内	30年超	合計
R4	464	252	204	278	370	50	1,618
R3	291	204	110	182	256	47	1,090
割合	28.7%	15.6%	12.6%	17.2%	22.9%	3.1%	100.0%
前年増減比	59.5%	23.5%	85.5%	52.7%	44.5%	6.4%	48.4%

第13次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

2018年度から2022年度までの5か年計画

ひと、くらし、みらいのために

計画の目標

死亡災害:15%以上減少

(重点業種:建設業、製造業)

死傷災害:5%以上減少

(重点業種:道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食業)

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて**職場に相談先がある又は外部相談先が周知されている労働者の割合:90%以上**
- **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合:80%以上**
- **ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合:60%以上**
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、**ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加**
- 第三次産業及び道路貨物運送業の**腰痛による死傷災害:5%以上減少**
- 職場での**熱中症による死傷災害を減少**

8つの重点事項

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ・建設業における足場・はしご等からの墜落・転落災害等の防止
- ・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- ・経験期間3年以内の未熟練労働者に対する災害等の防止

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ・労働者の健康確保対策の強化
- ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ・雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進
- ・兼業、副業、テレワークの拡大への対応

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ・災害の増加や減少がみられない業種等への対応
- ・高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止
- ・個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ・疾病を抱える労働者に寄り添い継続的に支援する体制の充実

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・受動喫煙防止対策
- ・電離放射線による健康障害防止対策
- ・粉じん障害防止対策

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・企業のマネジメントへの安全衛生の取込
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- ・企業単位での安全衛生管理体制の推進
- ・企業における健康確保対策の推進(再掲)
- ・業界団体内の体制整備の促進
- ・業所管官庁との連携の強化
- ・中小規模事業場への支援
- ・民間検査機関等の活用の促進

7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・安全衛生専門人材の育成
- ・労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の積極的な活用を推進
- ・安全衛生教育の徹底

8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

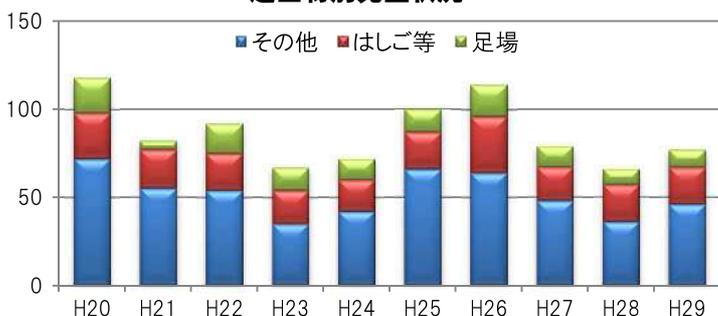
- ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- ・危険体感教育の推進
- ・技能検定試験の関係団体との連携

群馬労働局推進計画の最重点事項

建設業における墜落・転落災害等の防止

建設業の墜落・転落災害による死傷災害の起因物としては、建築物、構築物からの墜落が多いが、次いではしごや脚立からの墜落・転落災害も多い状況にあるため、第13次防においては、はしご等からの墜落・転落災害を減少させることに重点を置き災害防止対策を推進します。

建設業における墜落・転落災害の起因物別発生状況



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

はさまれ・巻き込まれによる死亡災害の原因は、機械を停止せずに機械、設備の点検、清掃を行い被災したものが最も多く、次いでフォークリフトや車両、重機等の運転や操作中に被災したものが目立ちます。第13次防においては、業種横断的に、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進します。

過去15年間のはさまれ・巻き込まれ死亡災害発生件数



道路貨物運送業対策

道路貨物運送業における労働災害の7割が荷役作業時に発生しており、中でもトラック等の運転席の昇降、荷台の昇降時に墜落・転落災害が多いことから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)(以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を推進します。また、運転席、荷台への安全な昇降について、周知徹底を図ります。

道路貨物運送業における事故の型別労働災害の推移



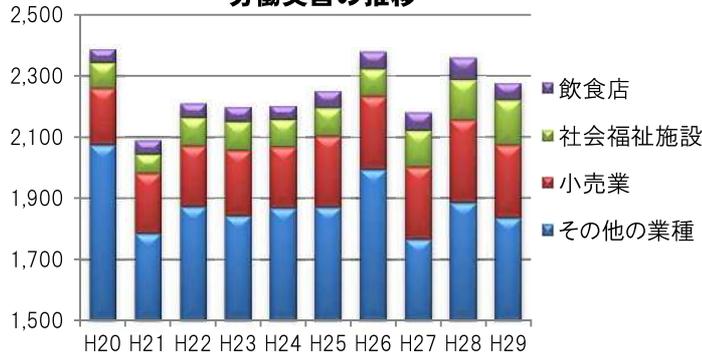
墜落転落災害が占める割合はおよそ30%!

第三次産業対策

労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められます。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の実施を指導します。

また、年平均60件前後の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、特に、介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器等の導入の促進を図ります。

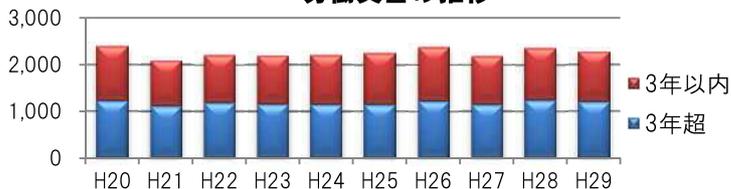
小売業・社会福祉施設・飲食店における労働災害の推移



未熟練労働者に対する災害等の防止

経験期間3年以内の死傷災害の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時等の安全衛生教育、また、外国人労働者の安全衛生教育の徹底を図ります。

経験期間3年以内の労働者における労働災害の推移



お問い合わせは、群馬労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地
群馬労働局労働基準部健康安全課	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎8階)
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12(高崎地方合同庁舎3階)
前橋労働基準監督署	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎7階)
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5(桐生地方合同庁舎1階)
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条664-1